

## 案件概要表

技術協カプロジェクト 2019年03月12日 現在  
主管区分：本部主管案件  
地球環境部

案件名 (和) 首都圏斜面災害対策管理プロジェクト  
(英) Project for Control and Mitigation of Landslide in Tegucigalpa Metropolitan Area

対象国名 ホンジュラス

分野課題1 水資源・防災-土砂災害対策

分野課題2

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防

プログラム名 災害に強い社会づくりプログラム

援助重点課題 防災対策

開発課題 防災・災害対応

プロジェクトサイト テグシガルパ首都圏

署名日(実施合意) (\*) 2018年11月28日

協力期間 (\*) 2019年02月01日 ~ 2022年12月31日

相手国機関名 (\*) (和) テグシガルパ市役所  
(英) Central District Municipality

### プロジェクト概要

#### ・背景

ホンジュラスの首都テグシガルパ市は盆地に発展した都市であり、周囲を傾斜地に囲まれていることから、降雨を誘因とする地すべり災害や豪雨に起因する洪水が発生しやすい地形的特性がある。実際、1998年に発生したハリケーン・ミッチの襲来に伴い、テグシガルパ市の旧市街地を中心に1,000人以上もの死者・行方不明者が発生している。首都圏では人口増加に合わせて集合住宅建設へのニーズは高まっているが、土地利用管理にかかる情報、分析手法、ツール等が十分に整備されていないため、建設サイトのリスク評価が適切に行われていない状況である。また、地方からの流入者の多くは住居地域が限られることから、地すべりや斜面崩壊といった土砂災害の危険性が極めて高い地域に居住せざる得ない状況であり、近年

テグシガルパ市で発生した斜面災害の多くが土地の不適切な利用や規制・監視体制の不備などが原因となっている。斜面災害の状況から早急に構造物対策工事が必要な場所もあるが、構造物対策を計画・設計・施工できる能力は官民ともに有していない状況である。このような状況から、首都圏の斜面災害対策管理の能力向上を目指す本事業へのニーズは非常に高い。また、2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において採択された『仙台防災枠組 2015-2030』について、ホンジュラスは国家災害対策委員会(COPECO)を中心に同枠組の実現を目指している。本事業は、斜面災害リスクの解析・分析の能力強化を通じて、同枠組の優先行動で挙げられた優先事項1「災害リスクの理解」を、また、土地利用規制の開発を支援することを通じての優先事項2「災害リスク管理のための災害リスクガバナンス」を、さらに、構造物の建設を通じて優先事項3「強靱化に向けた防災への投資」を支援する予定であることから、本事業の内容はホンジュラスの『仙台防災枠組 2015-2030』への取り組み方針と合致している。

- ・ 上位目標

「首都圏における斜面災害リスク軽減アクションプラン」に基づき、斜面災害リスクに対して必要な対策及び緩和措置が取られるようになる。

- ・ プロジェクト目標

首都圏の斜面災害対策管理の能力が高まる

- ・ 成果

成果1：斜面災害現象を解明するための詳細調査・解析能力が強化される

成果2：中小規模の斜面災害対策にかかる設計、施工、施工管理、維持管理の能力が強化される

成果3：斜面災害のハザードマップ及びリスクマップの作成能力が強化される

成果4：斜面災害にかかる土地利用規制の能力が強化される

- ・ 活動

1.1.斜面災害の構造物対策実施に向けたパイロット地区を選定する（中小規模地すべり2地区、中小規模斜面崩壊/落石2地区、大規模地すべり1地区、大規模斜面崩壊/落石1地区）。

1.2.中小規模の斜面災害リスク4地区の調査計画書を作成する。

- 1.3. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区の地形状況を調査する（地形標高モデル用の空間情報を取得）。
- 1.4. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区の地球物理学的（弾性波探査、電気探査等）と力学的（室内試験等）特徴を調査する。
- 1.5. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区における調査結果を解析し解釈する。
- 1.6. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区および周辺地域の脆弱性を評価する。
- 1.7. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区のリスクを定義しリスク域の特徴を把握する。
- 1.8. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区において、アウトプット 2 で実施する構造物対策の設計方針と必要となる定数を検討する。
- 1.9. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区において、発生機構と発生プロセスの特徴を系統化する。
- 1.10. 活動 1.1 で選定した大規模の斜面災害リスク 2 地区において、将来的なプロジェクト実施に向けた事業計画書を作成する。
- 1.11. 活動 1.1－1.9 に基づいて、中小規模斜面災害リスク調査・解析マニュアルを作成する。
- 1.12. 作成したマニュアルの普及を目的とし、トレーニング、セミナー、会議を実施する。
- 1.13. 優先地域において斜面災害リスク軽減アクションプランを作成する。
- 2.1. アウトプット 1 の情報に基づいて、中小規模の斜面災害リスク 4 地区で構造物対策工を設計する。
- 2.2. 様々な斜面災害における構造物対策工法の適用可能性について考察する。
- 2.3. 環境・社会影響評価を実施する。
- 2.4. 首都都庁が実施する中小規模の斜面災害リスク 2 地区の構造物対策に係る予算を準備する。
- 2.5. 入札図書（技術仕様書、計算書、見積書、必要資機材・予算）を準備する。
- 2.6. 入札を実施し現地再委託先を選定する。
- 2.7. 構造物対策工の実施に向けて、選定された現地再委託先と契約する。
- 2.8. 構造物対策工を施工し施工管理を行う。
- 2.9. モニタリング計画と維持管理計画を作成する。
- 2.10. 構造物対策工のモニタリングと維持管理を実施する。

- 2.11.活動 2.1 &#8211; 2.10 に基づいて、中小規模斜面災害リスク地区における設計・調達・施工・維持管理マニュアルを作成する。
- 2.12.プロジェクトで作成したマニュアルの普及を目的として、トレーニング、セミナー、会議を実施する。
- 2.13.優先地域において斜面災害リスク軽減アクションプランを作成する。
- 3.1.斜面災害リスクに係る地図と情報をレビューする。
- 3.2.「斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ」と「マルチハザードマップ」の更新に向けたパイロット地域を選定する。
- 3.3.現場用の簡易ハザード・リスク評価チェック表を作成し、簡易ハザード・リスク評価法を考案する。
- 3.4.パイロット地域においてチェック表により斜面災害状況を調査する。
- 3.5.パイロット地域における既往の空間情報を収集する。
- 3.6.パイロット地域において空間情報を解析する。
- 3.7.活動 3.4 の現地調査結果と活動 3.6 の空間情報解析結果を解釈する。
- 3.8.パイロット地域において斜面災害のハザードとリスクをランク付けする。
- 3.9.首都圏リスク情報統合システム SIMRET の高度化に向け、活動 3.8 のランク付けにより「斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ」と「マルチハザードマップ」を更新する。
- 3.10.活動 3.1 &#8211; 3.9 に基づいて、ハザードマップおよびリスクマップ作成マニュアルを作成する。

#### ・投入

##### ・日本側投入

- ①短期専門家派遣（合計約 54.8 M/M）： 総括、地質調査・解析、地形調査、構造物対策、斜面災害ハザード評価、GIS マッピング、土地利用規制、業務調整
- ②本邦研修
- ③供与機材： 数値地形モデル（Digital Terrain Model） データ

##### ・相手国側投入

- ①カウンターパートの配置
- ②案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- ③専門家の執務用オフィススペース
- ④2 ヶ所の中小規模斜面災害のパイロット構造物対策工の建設費

- ・ 外部条件

- (1) 前提条件

- ワーキングメンバーが配置される。

- (2) 外部条件（リスクコントロール）

- （プロジェクト目標達成のための外部条件）

- 事業実施期間に亘り主要な C/P がプロジェクトに配置される。

- AMDC が UNAH の所有する資機材等にアクセスできる状態にある。

- （上位目標達成のための外部条件）

- AMDC 及びホンジュラス国政府の斜面災害リスク対策の重要性が高い水準で維持される。

- AMDC が UNAH の所有する資機材等にアクセスできる状態にある。

## 実施体制

- ・ 現地実施体制

- ・ 国内支援体制 (\*)

## 関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

- ・ 他ドナーの援助活動

---

(\*) 該当する場合のみ記載

## 案件概要表

個別案件（専門家）

2019年03月12日 現在  
主管区分：在外事務所主管案件  
ホンジュラス事務所

|               |  |
|---------------|--|
| 案件名           | (和) ローカルガバナンス能力強化アドバイザー<br>(英) Project for Strengthening of the Capacity Development of the Local Governments for Regional Development |
| 対象国名          | ホンジュラス   |
| 分野課題1         | ガバナンス-地方行政   |
| 分野課題2         |  |
| 分野課題3         |  |
| 分野分類          | 計画・行政-行政-行政一般  |
| プログラム名        | 社会・経済開発プログラム   |
| 援助重点課題        | Regional Development   |
| 開発課題          | Fortalecimiento de la base Socioeconomica  |
| プロジェクトサイト     | Nationwide   |
| 署名日(実施合意) (*) |  |
| 協力期間 (*)      | 2017年06月01日 ~ 2019年05月31日  |
| 相手国機関名 (*)    | (和) 人権・司法・統治・地方分権化省（以下、「地方分権化省」）<br>(英) Secretary of Human Rights, Justice, Governance and Decentralization                            |

### プロジェクト概要

#### ・背景

ホンジュラスでは、1990年10月に施行された「地方自治体法」によって地方分権化が推進されているが、殆どの市は組織や人材面が脆弱で行政能力が低く、中央政府から移譲される権限や資金を地域の開発に十分に活かし切れていない課題を有している。JICAは「西部地域・開発能力強化プロジェクト（FOCAL,2006-2011）」及び「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL2、2011-2016）」により、市が国からの交付金を地域住民のニーズに即して適正に活用し、質の高い行政サービスを提供す

るための参加型計画策定と事業実施の手法（FOCAL プロセス）を開発し、同プロセス推進のための指導者を 32 市連合会（全国に約 45 存在）、200 以上の市（全国に 298 市存在）で育成した。また 2013 年 8 月には、同プロセスを通じた市開発計画（PDM）の作成が省令として義務化され、全国レベルでの FOCAL プロセスの実施と定着が求められている。

かかる状況において、ホンジュラス国政府より、同プロセスの全国レベルでの定着と事業実施を支援するためのアドバイザー専門家の要請が提出された。また、同専門家へは、住民参加型のローカルレベルでのニーズの把握と事業実施のための自治体能力強化が中米域内の共通の課題であることから、当国地方分権化省を通じて、域内各国に対する FOCAL プロセスの経験・ノウハウ共有のための支援も期待されている。

#### ・上位目標

The FOCAL process is established at the national level through mancomunidades (Inter-municipal council of municipalities) and municipalities, within the framework of Vision de Pais and Plan de Nacion (Long-medium term national policies of Honduras with du

#### ・プロジェクト目標

The FOCAL process is extended at the national level, through the municipalities and mancomunidades, with the participation of several national and international institutions, and sharing at the time the experiences and knowledge acquired by FOCAL activities with countries in the region.

#### ・成果

1.Through the extension of the FOCAL process in most of the municipalities, the preparation of PDM / PIMA and the execution of the planned projects are accelerated.

2.The FOCAL process is improved to be more effective and efficient towards its next cycle.

3.The mechanism to guarantee the appropriation and sustainable development of the FOCAL process is introduced at the national level.

4. Good practices of FOCAL activities are shared at the national and regional levels.

5. The strengthening of capacities in local development is promoted within

the country.

- ・ 活動

- 1-1. In most municipalities, through training, extend the FOCAL methodology

- 2.1 Update the FOCAL methodology through an evaluation taking into account the peculiarity of the municipalities and mancomunidades

- 2.2 Considering the Sustainable Development Goals (SDGs) among others, update the indicators, census methodologies, analysis and data processing for greater utility.

- 2.3 Compare the result of the updated census with the previous one and promote its use in the process

- 2.4 Extend the results of Activity 2-1, 2-2 and 2-3 at the national level.

- 3.1 Strengthen the capacity of potential key actors responsible for the extension of the FOCAL process ) on the FOCAL methodology to ensure the sustainability of the process.

- 3.2 Promote the articulation between SDHJGD, national and international institutions and other national actors, to ensure the sustainability of the process of horizontal collaboration as vertical.

- 4.1 Socialize and promote the exchange of FOCAL knowledge and experiences within the country. (civil society of the community, national institutions etc).

- 4.2 Design the sharing mechanism among the stakeholders that have an interest in the subject of DL, the information about the progress of development and citizen participation in the planning of development in the municipalities.

- 4.3 Through international spaces (training seminars, symposium, etc.) share the positive results and exchange knowledge on the subject of local development (DL) with the countries in the region.

- 5.1 Through pilot projects, apply and develop new local development tools/methodologies/ approaches to strengthen applicable knowledge in the country.

- ・ 投入

- ・ 日本側投入

- Long-term expert (1); Advisor / Local Governance
- Coordinator / General Coordination (1)
- Local technical advisor (1)
- Cost of activities of the Japanese side
- Training or co-creation of knowledge of Honduran technicians in Japan or in third country
- ・ 相手国側投入
  - Assignment of counterpart (C / P) personnel
  - Budget needed for training
  - Equipment and materials needed for Project activities
  - Project office with necessary equipment
  - Official authorization and permits necessary for the implementation of the proj
- ・ 外部条件
  - The policies related to the local development and decentralization of the state are maintained and applied (before and after the change of government).
  - Mancomunidades allocate staff and budget in a sustainable manner for technical support to their mun

## 実施体制

- ・ 現地実施体制
  - 地方分権化省を C/P 機関とし、全国市及び市連合会が連携機関として協力する体制をとる。
- ・ 国内支援体制 (\*)

## 関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動
  - 西部地域・開発能力強化プロジェクト（FOCAL I）
  - 地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL II）
  - 【中米域内において交流が期待される案件】
  - グアテマラ「地方自治体能力強化プロジェクト」（2013年～2016年）

-ニカラグア「地方自治行政能力強化プロジェクト」(2014年~2016年)

・他ドナーの援助活動

-AECID「地方自治体強化プログラム」、COSUDE「地方分権プログラム」、及びUSAID,KFW等:FOCAL2同様、支援地域が重なるところでは、FOCALプロセスによって策定された市開発計画の中の事業実施に、これらドナーが資金支援を行う形で連携を図る予定。

また、同分野におけるドナー会合を引き続き行う見通し。また、プロジェクトを通じて作成される各コミュニティレベル(各戸レベル)の社会経済データ(参加型住民センサス調査結果)は、各ドナーとの連携により同データの幅広い活用が図られる。

-米国「中米北部3国繁栄のための同盟計画」において、FOCALプロセスにおける市開発計画が事業実施の基礎となることが期待される。

---

(\*) 該当する場合のみ記載

## 案件概要表

個別案件（専門家）

2018年09月11日 現在  
主管区分：在外事務所主管案件  
ホンジュラス事務所

|               |  |
|---------------|--|
| 案件名           | (和) 地域警察活動を通じた地域活性化<br>(英) Community Reactivation thorough Commnity Police under the coordination with Local Governments |
| 対象国名          | ホンジュラス   |
| 分野課題 1        | 平和構築-治安回復  |
| 分野課題 2        |  |
| 分野課題 3        |  |
| 分野分類          | 計画・行政-行政-行政一般  |
| プログラム名        | 社会・経済開発プログラム   |
| 援助重点課題        | 地方開発   |
| 開発課題          | 社会経済基盤強化   |
| プロジェクトサイト     |  |
| 署名日(実施合意) (*) |  |
| 協力期間 (*)      | 2016年04月1日 ~ 2021年03月31日   |
| 相手国機関名 (*)    | (和) 治安省<br>(英) Secretariat of Security   |

### プロジェクト概要

#### ・背景

ホンジュラス共和国（以下ホ国）は、南米産コカイン等麻薬の北米への通行ルートとなっており、麻薬犯罪組織間の構想や青年犯罪組織間ラスの横行等により治安悪化が深刻化しており、2012年の人口10万人あたりの殺人発生率は85.5人と世界最悪の状況にある（2013年75人、ホ国国家警察）。ホ国は国家ビジョン（2010-2038）、国家開発計画（2010-2022）において「治安」を開発基盤として重要視し、治安改善には警察と住民の信頼構築による防犯体制の強化が不可欠であると考え、2003年に地域警察部を創設、2008年より地域警察戦略局として組織横断的な活動として地域警察活動を広めている。

我が国は、2005年以降、研修事業及びフォローアップ事業を通じて当該

分野に協力してきたが、ホ国版地域警察の導入を本格化するため「地域警察活動支援」プロジェクト（2009年1月～2013年3月）を実施し、我が国の技術支援を受けたサンパウロ州軍警察の支援を得つつ、首都およびサンペドロスーラ市の12交番でモデル的に活動を導入した。

第2フェーズとなる2013～2015年度においては、第3国専門家スキームとして、引き続きブラジル人第3国専門家の技術支援も受けながら、ホンジュラスの社会状況に応じたホンジュラス版地域警察活動の全国普及を目指した幹部セミナー、国内研修を展開した。これにより、国家警察は「ホンジュラス版地域警察活動」をマニュアルとして取り纏め、2016年1月の国家警察134周年記念式典において、地域警察活動を国家警察全警官で取り組む組織的取り組みとして、ホンジュラス版地域警察の発足を公式に発表した。

今次フェーズにおいては、地域警察活動のより戦略的な展開のために、市長を始めとする地方自治体行政関係者との連携協力体制の構築を通じた防犯活動の取り組みの有効性が前フェーズを通じて確認されたところ、地方自治体及び地域アクターとの連携体制の構築を進めながら、治安対策および健全な町づくりを進めるとともに、公式に発足したホンジュラス版地域警察の組織全体への定着を図るための国内研修の継続を進めていく。

- ・ 上位目標

Contribute to reduce the incidence of delinquency in the 10 municipalities of intervention, under the National Model of Community Police Service (NMSPC)

- ・ プロジェクト目標

NMSPC introduced and implemented in the 10 municipalities with the support of local governments.

- ・ 成果

1. An Interagency Coordination Mechanism between local governments and the National Police, to coordinate citizen security actions is defined.

2. Capacity building of police members and local governments in the management of adequate tools for prevention in the target municipalities with the National Model of the Community Police Service NMSPC

3. Contributions to the processes of the elaboration of Local Citizen Security Plans in the target municipalities through inter-institutional synergy.

4. The mechanism implemented of the MNSPC at the level of target municipalities with the accompaniment of local governments is systematized and socialized nationally and internationally

・ 活動

1.1 Establish and institutionalize a police action protocol to operationalize the Mechanism.

1.2 Exchange of experiences with other countries in police and local government action mechanisms.

1.3 Visits and workshops to coordinate the process with local governments.

1.4 Prepare draft of the Mechanism in which the different initiatives defined jointly are integrated.

1.5 Establish lines of action (social, prevention, educational, etc.) to implement the MNSPC at the level of commonwealth or municipality, acquiring co-responsibility of each of the actors in compliance.

1.6 Subscription of agreements or inter-institutional agreements with local governments.

1.7 Modify and improve the defined mechanism according to accumulated best practices.

1.8 Technical visits of Brazilian experts for the development, follow up and evaluation of the process.

2.1 Determine the training needs.

2.2 Development of methodological and didactic tools for training.

2.3 Training of local actors and governments of municipalities and associations in the national model of community policing service MNSPC

2.4 Preparation of Training Curriculum.

2.5 Train members of the National Police and local governments, according to the training plan.

2.6 Establish a system of evaluation and monitoring to apply the training tools.

2.7 Visit from Brazilian experts to provide technical assistance for the development, monitoring and evaluation of the process

3.2 Trainings in the FOCAL Methodology to the National Police.

3.3 Train the key actors that contribute to local planning.

3.4 Apply an institutional and community diagnostic (community profile) in

target municipalities.

3.5 Exchange opinions and share the essence of the Mechanism with national and international donors.

3.6 Visit from Brazilian experts to provide technical assistance for the development, monitoring and evaluation of the process

4.1 Document and organize reports, processes and accumulated experiences with dates, agreements and results.

4.2 Systematization of experiences from the 10 municipalities.

4.3 Conduct socialization seminars at national and international level.

4.4 Technical assistance visits from Brazilian experts for the development, monitoring and evaluation of the process.

4.5 Exchange of experiences with other countries bilaterally.

4.6 Exchange of experiences with, at least 2 other countries.

- ・ 投入

- ・ 日本側投入

- 1 Costs of Brazilian experts

- 2 Local activities expenses

- 3 Teaching materials

- 4 Basic equipment

- 5 Training of project counterparts in third countries

- ・ 相手国側投入

- 1. Assignment of counterparts

- 2. Operational expenses

- 3. Human Resources

- 4. Administrative expenses

- 5. Technical training team

- ・ 外部条件

- The political and social conditions of the country remain stable.

- Political will of local governments.

- The government's strong commitment to maintain the MNSPC does not change.

- The political will of local governments and national police for the co

## 実施体制

### ・ 現地実施体制

#### （１）日本側：

JICA 事務所およびローカルコンサルタント（総括およびコーディネーター）による体制。ブラジルからの投入についてはブラジル事務所との連携体制を敷く。

#### （２）ホンジュラス側：

治安省大臣、国家警察長官の指揮の下、当案件の直接のカウンターパートを地域警察部長とし、各市レベルでの活動展開においては、県責任官および市長他地方自治体との連携体制を敷く。

### ・ 国内支援体制 (\*)

## 関連する援助活動

### ・ 我が国の援助活動

ア. 【技プロ】地域警察活動支援プロジェクト（2009年1月～2013年3月）

イ. 【第三国専門家】地域警察活動支援（2013年4月～2016年3月）

ウ. 【ブラジル技プロ】交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト（2008年～2011年）

エ. 【ブラジル第3国研修】交番システムに基づく地域警察活動コース（2011年～2013年）

オ. 【課題別研修】地域警察（2014-2016）

カ. 【ブラジル技プロ】地域警察活動普及プロジェクト（2015年～2018年）

### ・ 他ドナーの援助活動

ア. 米国大使館、USAID

治安対策（防犯対策青年教育訓練プログラム（GREAT）

OTI プログラム：市民社会との協働による青年向け防犯プログラム

CARSI：中米地域治安対策イニシアティブ【2007～域内 465 百万ドル超】

イ. UNDP、世界銀行、IDB、スイス：安全な市プログラム(Programa de Municipios Mas Seguros)

ウ. IDB:全国交番整備、警察技術学校（ITP）整備

エ. GIZ : PREVENIR (青年層の犯罪予防のための啓発、市民参加活動)  
United for Justice (USAID)

A joint International Seminar on Best Practices of Community Policing is plan to be held this fiscal year, between USAID and JICA.

---

(\*) 該当する場合のみ記載

## 案件概要表

個別案件（専門家） 2018年08月28日 現在  
主管区分：本部主管案件  
産業開発・公共政策部

案件名 (和) 中小企業の品質・生産性向上支援に係るファシリテーター育成  
(英) Assistance for Capacity Developing of Facilitators on Improving Productivity and Quality for Small and Medium Enterprise in Honduras

対象国名 ホンジュラス

分野課題1 民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成

分野課題2

分野課題3

分野分類 鉱工業-工業-工業一般

プログラム名 社会・経済開発プログラム

援助重点課題 地方開発

開発課題 社会経済基盤強化

プロジェクトサイト テグシガルパ市、サンペドロスーラ市

署名日(実施合意) (\*)

協力期間 (\*) 2018年11月1日 ~ 2022年03月31日

相手国機関名 (\*) (和) 国家計画・国際協力省 国家品質システム局  
(英) National System of Quality, Technical Secretariat of Planning and External Cooperation (SEPLAN)

### プロジェクト概要

#### ・背景

ホンジュラス（以下、ホ国）において、中小企業は国内総生産 GDP への貢献および雇用創出に重要な役割を果たしている。また全企業数のうち85%は中小・零細企業が占め、概ね GDP の20~30%は中小企業によるものであり、経済の重要な部分は中小企業に支えられている、といえる。また、ホ国の開発政策の基礎となる「国家ビジョン（2010-2038）」では「持続的かつ環境保全に配慮した、生産的・機会創出・尊厳ある雇用を促進する国家」を目標として掲げられており、同目標を達成すべく我が国は、中

小企業・生産性向上分野にシニア海外ボランティア派遣、研修事業等を通じ継続的に支援を実施している。コスタリカの「中小企業の品質・生産性向上に係るファシリテーター能力向上プロジェクト(以下 CEFOF プロジェクト)」(2009-2012)の枠組みで、ホンジュラスでは国立職業訓練庁、商工省、国家地域産業開発協会、商工会議所等の機関から5名が研修に参加した。研修員の同研修に対する評価は非常に高く、また理論だけでなく実践(OJT)を伴った内容が良い結果に繋がっている。

今後更に多くの中小企業に対して、ホ国内で直接品質・生産性向上の研修・OJT指導を行い人材育成を行うことが、ホ国内の産業振興、国際競争力強化のために必要となっている。本案件は、上記のCEFOFプロジェクトで育成されたコンサルタントをホ国に専門家として派遣し、ホ国のニーズに併せた形で、日本式品質・生産性向上の研修等の活動を行いより多くのファシリテーター育成を支援するものである。

#### ・上位目標

中小企業(従業員11名~150名程度の規模の企業)の人材育成・強化を通じた競争力強化により、貧困削減に資する経済成長が促進される。

#### ・プロジェクト目標

ホ国内の中小企業支援機関で日本式品質・生産性向上に焦点を当てた中小企業コンサルテーションのためのファシリテーターが育成される。

#### ・成果

- 1.ホ国内の中小企業支援機関のファシリテーター育成に関する体制が構築される。
- 2.中小企業支援をするファシリテーターが、(ホ国の実情・ニーズを踏まえ)経営管理・品質管理・生産性向上の手法を身につける。

#### ・活動

- 1.1 ファシリテーター育成研修に係る実施体制(協働体制)を明確化する。(実施機関は国家計画・国際協力省 国家品質システム局(SEPLAN-SNC)、協力機関は、商工省(SIC)、経団連(ANDI)等)
- 1.2 ニーズ調査に基づいてファシリテーター育成研修の内容を選定する。
- 1.3 ファシリテーター候補者の募集・選考をする。
- 1.4 OJT対象の企業の選定をする。

- 1.5 ファシリテーター育成研修を計画、実施、監理、評価する。
- 1.6 ファシリテーター(UTN 認定) 人材データベースを構築する。
- 2.1 中小企業支援機関の要員に対して、ファシリテーター育成研修を実施する。
- 2.2 ファシリテーターが対象地域の中小企業にOJT指導を計画・実施し、モニタリング・評価を行う。

#### ・投入

##### ・日本側投入

コスタリカ人短期専門家（第三国専門家）、在外事業強化費

##### ・相手国側投入

カウンターパート配置、第三国専門家への謝金、その他プロジェクト実施に必要な経費（専門家の国内旅費、研修関連費用（スペース、会議費））

#### ・外部条件

首都テグシガルパは治安の状況は良くないことから、在ホンジュラス日本大使館及び JICA ホンジュラス事務所の定める安全対策措置を遵守して、業務及び日常生活を行う必要がある。

### 実施体制

#### ・現地実施体制

実施機関は国家計画・国際協力省 国家品質システム局(SEPLAN-SNC)、協力機関は商工省（SIC）、経団連(ANDI)

#### ・国内支援体制 (\*)

### 関連する援助活動

#### ・我が国の援助活動

#### ・他ドナーの援助活動

---

(\*) 該当する場合のみ記載

## 案件概要表

個別案件（国別研修（本邦））

2019年03月14日 現在  
主管区分：在外事務所主管案件  
ホンジュラス事務所

|               |  |
|---------------|--|
| 案件名           | (和) 小規模コーヒー生産者輸出競争力強化<br>(英) Strengthening The Export Competitiveness of Small and Medium Coffee Producers |
| 対象国名          | ホンジュラス   |
| 分野課題1         | 民間セクター開発-その他民間セクター開発   |
| 分野課題2         |  |
| 分野課題3         |  |
| 分野分類          | 農林水産-農業-農業一般   |
| プログラム名        | 社会・経済開発プログラム   |
| 援助重点課題        | Regional Development   |
| 開発課題          | Fortalecimiento de la base Socioeconomica  |
| プロジェクトサイト     | 日本(本邦研修)   |
| 署名日(実施合意) (*) |  |
| 協力期間 (*)      | 2015年09月01日 ~ 2020年03月31日  |
| 相手国機関名 (*)    | (和) ホンジュラス・コーヒー協会<br>(英) Institute of Honduran Coffee  |

### プロジェクト概要

#### ・背景

ホンジュラス（以下、ホ国）産コーヒーは、総生産量の95%が海外に輸出され、農産物輸出総額の約50%を占めている（ホンジュラス中央銀行、2012年）。コーヒー栽培には、全国18県298市のうち実に15県210市において11万戸以上の農家が従事し、収穫期には延べ100万人の直接・間接雇用を創出するなど、外貨収入の獲得手段としてのみならず、ホンジュラス経済全体にとって不可欠な農産物である。

従来、コーヒー栽培の理想的な地形、気候などに恵まれながら、ホ国産のコーヒー豆は長年混ぜ物用のアラビカ豆として世界市場で流通されてきた。しかし、近年、高品質なホンジュラス産コーヒーが、世界的な品評会でも高評価を得て高値で取引されるなど注目を浴びている。

しかしながら、全体の 95%が小規模と言われるコーヒー生産農家の技術力は低く、加えて、近年、ホンジュラスの国内外で猛威をふるうサビ病の影響などから、安定した生産量・品質の確保がより困難になっている。また、市場価格変動の影響が非常に大きいこと、マーケティングにかかるノウハウや経験が不足していることから、安定的で十分な収入を得ることが難しい状況にある。こうしたことから、小規模生産農家組織の強化を通じて、輸出競争力を高めていくことが喫緊の課題となっている。

このような背景の下、ホ国産コーヒー豆の主要輸出先であり、またスペシャルティコーヒーにおいては最大の取引国であるわが国に対し、小規模コーヒー生産農家の輸出競争力強化を目的として支援が要請された。

Honduras (hereinafter, the host country) 95% of the total coffee production is exported to foreign countries, accounting about 50% of total exports (Honduras Central Bank, 2012). The coffee cultivation, such as the 110,000 homes or more of the farmers engaged in harvest from 15 Department, in 210 municipalities out of the country 18 departments, and 298 municipalities, is create direct and indirect employment of a total of one million people. The coffee production does not only mean the acquisition of foreign currency revenue, but is as well is an essential agricultural products for the entire Honduran economy.

Traditionally, the ideal terrain of coffee cultivation with favorable climate, coffee beans of the host country have been distributed in the world market as an admixture of Arabica beans for many years. However, in recent years, highquality production of Honduran coffee, has attracted the attention and the preference of trading at a high price to obtain a high rating in the global market.

However, 95 percent of coffee farmers are said to be small and medium scale sized, they are very vulnerable to fluctuations in the market price; in many regions the beating down of prices by the broker makes a difficult situation to obtain a stable and sufficient income for these coffee farmers. In addition, through 2013, from the influence of rust disease raging in Honduras, it has become difficult to ensure stable production, volume and quality. Therefore, strengthening export competitiveness of small-scale farmers has become a pressing issue for the economy of the host country.

#### ・上位目標

ホンジュラス産コーヒーの輸出機会が拡大し、中小コーヒー生産農家の生計向上に繋がる。

Expanded export opportunities of Honduras' coffee production, leading to livelihood improvement of small and medium-sized coffee growers.

- ・プロジェクト目標

IHCAFE 及び研修参加者による、中小コーヒー生産農家の輸出競争力強化に係る支援が実施、促進される。

The support of strengthening export competitiveness of small and medium-sized coffee growers is carried out and promoted by IHCAFE and training participants.

- ・成果

1. Participants learn the know-how that is required to expand exports of Honduras' produced coffee. (Organization of small and medium-sized farmers, quality and production management, understanding of market needs, such as value-added coffee, knowledge of the regulations relating to the export, marketing, promotion)

2. After training in Japan, by the cooperation of the training participants from IHCAFE and other organizations, create policies or procedures related with the export competitiveness strengthening support for small and medium-sized farmers. IHCAFE's existing training is carried out on small and medium-sized farmers in Honduras domestic program will be strengthened.

3. Former Alumni plan and execute a Pilot Project, based on own experience and knowledge acquired in Japan to improve the Promotion of Honduran Coffee implementing a scaled National Honduran Coffee Caravan.

- ・活動

1. Training in Japan (Implementation in Spanish)

- A. Extract and organize issues related to strengthening the export competitiveness of Honduras produced coffee and small and medium-sized coffee farmers. (Before training in Japan)

- B. Understand and analysis Honduras produced coffee in overseas markets (e.g. Japan Market).

C. Understanding of the importance in the high-value-added coffee in the market, analysis of market needs.

D. Marketing capability acquisition of knowledge towards the improvement, as well as based on the evaluation of the Honduran produced coffee in the market, study of marketing and promotion strategy.

E. Acquisition of knowledge relating to the improvement of quality and production management that is appropriate to the market needs and strategies.

F. Regulations relating to the import and export coffee, laws and regulations, learn quarantine system, the understanding of the various procedures.

G. Creating a business plan aimed to improve Honduras producing coffee export competitiveness. (Action Plan)

2. Activities after training in Japan (IHCAFE and training participants conduct activities in collaboration)

A. Consider and propose policies initiatives related to the export competitiveness enhancement support

B. Organize and review of the existing host-country training program, proposal of improvement.

C. Implement a Pilot Project with Former Alumni: "Enhance and Promote Honduran Coffee Routes"

・ 投入

・ 日本側投入

本邦研修（10名、約1ヵ月半から2ヵ月程度）×5年

Training in Japan: 10 people (for about 1 and a half months to 2 months) × 5 years

Note: JFY 2018 has been modified to receive 7 participants because of budgetary difficulties.

・ 相手国側投入

カウンターパートの配置

適切な研修員の推薦

Placement of counterparts.

Recommendation of appropriate trainees.

## Implementation of Pilot Project.

### ・ 外部条件

- ・ コーヒー生産・輸出に係るホ国政府の政策に大きな変更が発生しない。
- ・ コーヒー栽培に影響する重大な気候変動、自然災害が発生しない。
- Major changes in the policy of the host government related to coffee production and exports does not occur.
- Serious climate change or diseases that affect the coffee cultivation, natural disaster does not occur.

### 実施体制

#### ・ 現地実施体制

ホンジュラス・コーヒー協会を C/P とし、全国の小規模コーヒー生産農家及び生産者組合などの関係者を対象に、適切な研修員の JICA への推薦を実施する。

Honduras Coffee Association and C/P, the target stakeholders, such as small-scale coffee farmers and producers' association of the country, to implement the recommendation to JICA of the appropriate trainees.

#### ・ 国内支援体制 (\*)

N/A

### 関連する援助活動

#### ・ 我が国の援助活動

我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA

地域別研修「コーヒー生産者輸出競争力強化」(2012-2013 年)

F/U 協力「コーヒー生産者輸出競争力強化帰国研修員支援」(2013 年)

Japan's assistance activities Cooperation of the Japanese ODA

- Regional training "Strengthening coffee growers export competitiveness" (2012- 2013 years) (JICA)

- F/U cooperation "coffee growers export competitiveness strengthening returned trainees support" (2013) (JICA)

- Construction and Donation of Macro Solar Dryer and a Cellar to store coffee, for the coffee growers of San Jeronimo, Jesus de Otoro, Intibuca (April, 2017) (Japanese Embassy in Honduras)

・他ドナーの援助活動

1) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies (World Bank), etc.

世銀による「小規模農業生産者競争力強化プロジェクト(COMRURAL)」(2010-2015年、支援総額37百万米ドル)のうち、約6割がコーヒー農家支援に充てられており、輸出強化プロジェクトにより欧米への輸出拡大の実績がある。

Assistance Cooperation activities by Other Donor Agencies such as other donors, etc.

By the World Bank, "small-scale farmers Competitiveness project (COMRURAL)" (2010-2015, support total 37 million US dollars).

---

(\*) 該当する場合のみ記載

## 案件概要表

国際協力機構 地球環境部 自然環境第二チーム

### 1. 案件名

国名：ホンジュラス共和国

案件名：和名 ラ・ユニオン生物回廊プロジェクト

英名 La Union Biological Corridor Project for Sustainable Use and Conservation of Biodiversity

### 2. 事業の背景と必要性

#### (1) 当該国における生物多様性保全セクターの開発実績（現状）と課題

ホンジュラスは北緯 12～16 度の熱帯圏に位置し、生物多様性は高く、沿岸部の魚類を含め知られている脊椎動物だけで 1971 種に達する。このうち 69 種が固有種であり、特に両生類に固有種が多い。その一方でホンジュラスは中米 7 カ国の中で森林減少面積、割合とも最も大きく、森林減少率は年 2.16%に達する（2005-2010 年）（FAO 2010 年資料）。

生物回廊は、保護地域を森林や河畔植生などで結び生物移動を確保することで地域全体の生物多様性や特定種の個体群存続可能性を高めることが本来の目的であるが、途上国では生物多様性・生態系の保全を通じて回廊を持続可能な開発のためのツールとしても利用する考えが一般的になりつつある。中米地域で 1999 年から開始された「メソアメリカ生物回廊（Meso-American Biological Corridor : MBC）プロジェクト」も、「持続可能な社会・経済発展に資するための生物・生態系多様性の保全を目指した地域イニシアティブ」と位置付けられている。ホンジュラスにおける生物回廊も、主目的である生物・生態系保全を通じて自然資源の持続的供給能力の向上、防災機能の維持・強化等がなされ、地域の社会・経済的課題の改善に資することが期待できる。

しかし、これまでの国際機関や ODA によるホンジュラスの生物回廊に対する支援は、比較的生物多様性の高いカリブ海側（北部回廊）と、ニカラグア国境部（コラソン回廊）を中心に行われてきた。その一方で、中央部・南部の回廊に対しては、環境省（Mi Ambiente）による回廊計画上の対象ではあるものの、マツ林と丘陵地での小規模農業地が混在し住民による活動の影響が大きいため統合的な管理体制が取りにくい等の理由から、これまで効果的な支援は実施されてこなかった。

#### (2) 当該国における生物多様性保全セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ホンジュラス政府は 2010 年 1 月に「気候変動国家戦略」を策定し、7 つの重点セクターを設定、「森林保全と生物多様性」がその一つとして位置づけられている。国家戦略の担当機関は環境省であり、自らの所掌業務である森林保全や生物多様性、大気汚染等の対策を図るとともに、同戦略の調整機関として、国家レベルでは他の関係省庁、また地方自治体とも連携を図ることとされている。

そのうち、生物多様性保全については、国内の生物回廊の設置や運用に関して規定した「生物回廊管理規則」が 2015 年内に発効される見込みであり、同規則発効後には関係省庁および関係団体による調整機関「国家生物回廊委員会 (Comité Nacional de Corredores Biológicos de Honduras : CONACOBH)」が組織され、生物回廊の設置やモニタリングなどに関する詳細な運用ガイドラインを策定する予定となっている。ホンジュラス政府は本規則に基づいた生物回廊の適切な管理を促進するため、国内に設定されている 10 の生物回廊のうち、南部のラ・ウニオン生物回廊を対象として、自然環境の保全と地域の自然資源の持続的活用を促進するプロジェクトを我が国に協力要請した。

### (3) 生物多様性保全セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国はホンジュラス国への援助方針の中で「防災対策」を重点分野の一つとしてあげており、事業展開計画における協力プログラム「気候変動のリスクの緩和プログラム」に合致する。また JICA 自然環境保全分野事業戦略 (2014-2020) においてはホンジュラスを戦略課題「保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全」の準重点国として位置付けている。これまでの自然環境保全分野における我が国の援助実績は以下の通り。

- ・ホンジュラス共和国北部メソアメリカ生物回廊管理 (2010-2013)
- ・エル・カホン・ダム森林保全区域でのコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト (2013-2016 予定)

### (4) 他の援助機関の対応

1999 年から 2005 年の間、中米域内の自然保護区の回復・保全と周辺住民居住区との共生を目指し、メキシコ南部からパナマに跨るメソアメリカ生物回廊 (MBC) プロジェクトが実施された (GEF,GIZ の資金援助)。同プロジェクトを通じてホンジュラスでは 10 の国内生物回廊が特定され、本プロジェクトの対象地域であるラ・ウニオン生物回廊はその一部となっている。

ラ・ウニオン生物回廊内では、2011 年に UNDP-GEF による「エコシステムプロジェクト」(2004 年～2013 年) が実施され、コミュニティにおける持続可能な開発と保全の支援が行われた。エコシステムプロジェクトが終了した 2013 年からは、オランダ系 NGO である ICCO がコミュニティでの活動支援を継続し、教育や保健衛生の改善等の活動を行っているが 2015 年 9 月に終了予定となっている。

本プロジェクトにおいては、これらの他の援助機関の支援成果を活用しつつ、事業を実施する。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的 (協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、国家生物回廊委員会の能力強化を通じたホンジュラス国生物回廊管理における

国家レベルでの組織・制度の強化、ラ・ウニオン生物回廊において、組織・制度および管理計画の確立、パイロットコミュニティにおける持続的利用・保全計画の策定・奨励、及び生物回廊管理に関する知識・経験の内外への共有を行うことにより、「ホンジュラス生物回廊規則」に基づく生物回廊管理モデルの確立を図り、もってラ・ウニオン生物回廊の適切な管理と確立された管理モデルの近隣生物回廊への適用に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ラ・ウニオン生物回廊（ユスカラン市、グイノペ市、オロポリ市にまたがる生物回廊、約46,000ha）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

1) 直接受益者

ホンジュラス環境省（Mi Ambiente）生物多様性部門（Dirección General de Biodiversidad : DIBIO）職員

同省森林・保護区・野生動植物保全局（Instituto Nacional de Conservación y Desarrollo Forestal, Áreas Protegidas y Vida Silvestre : ICF）職員

ユスカラン市役所環境担当職員

グイノペ市役所環境担当職員

オロポリ市役所環境担当職員

パイロットコミュニティにおいてパイロット活動に従事する住民

※パイロットコミュニティは上記3市内の村落から選定する。

2) 最終受益者

ラ・ウニオン生物回廊内住民（約28,000人）

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2016年1月～2021年1月を予定（計60ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）

2.5億円

(6) 相手国側実施機関

ホンジュラス環境省（Mi Ambiente ※組織改編によりSERNAから名称変更）生物多様性部門（DIBIO）（ホンジュラス国内の生物多様性保全にかかる施策を担当する部署）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

## 専門家派遣

- チーフアドバイザー
- 生物多様性保全/業務調整
- 短期専門家（専門分野未定）

## 研修

- 特定分野における本邦／第三国研修

プロジェクトに必要な活動経費の一部

プロジェクトに必要な資機材の一部

## 2) ホンジュラス国側

### 人材配置

- プロジェクト・ダイレクター Mi Ambiente 副大臣
- プロジェクト・マネジャー DIBIO 局長
- 日本側派遣専門家に対するカウンターパート
- 事務職員

### 執務室（家具付き）

プロジェクトに必要な活動経費の一部

プロジェクトに必要な資機材の一部

プロジェクト活動に必要な情報（諸政策・制度に関する情報、対象地域にかかる既存データなど）

## (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転：なし

① カテゴリ分類（A,B,C を記載）：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は人的能力強化に関わる活動が主体であり、また、自然資源の持続的な利用・保全に寄与するパイロット活動の実施が想定されていることから、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

### 2) ジェンダー平等推進/平和構築・貧困削減：特になし

### 3) その他：特になし

## (9) 関連する援助活動

### 1) 我が国の援助活動

JICA は 2010 年～2013 年にかけて、メキシコ政府との南南協力により「北部メソアメリカ生物回廊プロジェクト」を実施し、ホンジュラスの「生物回廊管理規則」の案を提案した。本事業はこの「生物回廊管理規則」に基づき、生物回廊管理の実施を通じてホンジュラス関

係者の能力を向上するものである。

本事業におけるコミュニティレベルでの環境保全型生産活動支援には、JICA が協力中の「エル・カホン・ダム森林保全区域でのコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト」において実践されている傾斜地での土壌流失を防ぐための農法の導入や農民の組織化と普及に関する経験が、また三市の市役所の能力強化には、JICA が協力中の「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL II）」において実践されている住民ニーズを踏まえた地域開発計画／事業の策定／実施、住民・行政間の信頼関係の強化、オーナーシップの醸成等の経験が活用できる。

## 2) 他ドナー等の援助活動

ホンジュラスでは、世銀-GEF による「保護優先地域生物多様性プロジェクト」(Biodiversity in Priority Areas Project: PROBAP) (1997～2005 年) により国内の生態系区分と保護地域のギャップ分析が行われた。その後、今回提案地域に近いホンジュラスーニカラグア国境地域の「国境をまたぐコラソン生物圏保護地域」(Corazon Transboundary Biosphere Reserve: CTBR) プロジェクトを、GEF と GIZ が中心となって支援した (2006～2012 年)。また、ホンジュラスのカリブ海側「北部生物回廊プロジェクト」(PROCORREDOR) を、EU、GEF、USAID などが共同して支援してきた (2009-2012 年)。

本プロジェクトの対象地域であるラ・ウニオン生物回廊は、2011 年に UNDP-GEF による「エコシステムプロジェクト」(2004 年～2013 年) のパイロット地域として選定され、コミュニティにおける持続可能な開発と保全の支援が行われた。エコシステムプロジェクトが終了した 2013 年からは、オランダ系 NGO である ICCO がコミュニティでの活動支援を継続している (2015 年 9 月に終了予定)。ICCO のプロジェクトでは 13 のパイロットコミュニティを選定し、教育や保健衛生の改善等の支援活動を行っている。

プロジェクト実施に当たっては、これらの他機関の支援成果で活用できるものがあれば活用を図る。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 協力概要

#### 1) 上位目標と指標

スーパーゴール：

生物回廊管理のガイドラインが SICA/CCAD (中米統合機構/環境開発委員会) を通じて、SICA 加盟国のメソアメリカ生物回廊 (MBC) 管理において参照される。

(指標)

- ガイドラインが SICA 大臣会合で発表される。
- ガイドラインが SICA/CCAD に公式に有用だと認識される。ラ・ウニオン回廊で

開発された生物回廊管理モデルが近隣の生物回廊において適用ないし参照される  
(生物回廊の数はプロジェクト開始後に決定)。

上位目標：

生物回廊管理のガイドラインが CONACOBH (国家生物回廊委員会) を通じて少なくとももう一つのホンジュラスの生物回廊管理に適用される。

(指標)

- 短中期ロードマップに基づき CONACOBH が運営される。
- ホンジュラスでの 2 つ目の生物回廊が登録された場合に、ラ・ウニオン生物回廊の経験 (もしくはモデルガイドライン) が適用される。

## 2) プロジェクト目標と指標

ラ・ウニオン生物回廊をパイロットケースとして「ホンジュラス生物回廊規則」に基づくホンジュラスの生物回廊管理の制度的枠組みが強化される。。

(指標)

- ラ・ウニオン生物回廊の経験と知識がホンジュラスでの生物回廊管理モデル<sup>1</sup>としてのガイドラインに取りまとめられる。
- 少なくとも平均 80% の委員会メンバー (環境省、林野庁他) の参加によって CONACOBH の運営が継続される。
- ホンジュラスの全ての生物回廊のためのモデルに適用されるための基準がガイドラインに記載される。
- ホンジュラスの全ての生物回廊管理のための標準化モデルとして CONACOBH によって公式にガイドラインが承認される。

## 3) 成果

### 成果 1

生物回廊管理のための CONACOBH が強化される。

### 成果 2

ラ・ウニオン生物回廊のためのローカルレベルでの組織・制度的枠組みおよび管理計画<sup>1</sup>が確立し、その役割が強化される。

### 成果 3

選定されたパイロットコミュニティにおいて持続的利用・保全<sup>2</sup>計画が策定され、計画に基づいた活動の実施が促進される。

<sup>1</sup> 「管理計画」とは、ラ・ウニオン生物回廊の保全と地域開発の戦略、諸目標、ゾーニング、保護区内の規則、生産活動管理・環境教育・PES (生態系サービスへの支払い) などの活動を含む。

<sup>2</sup> 「持続的利用・保全」とは、水源地の森林保全による農地灌漑用水の安定的供給、土壌流出防止のため急斜面地の耕作制限とテラス型農地造成、森林維持と高品質豆生産のための日陰コーヒー栽培、地域主導エコツーリズム活動、SATOYAMA 型景観の維持など、自然資源の保全に配慮した活動をその地域の自然環境および社会環境をふまえて適切な方法で行うことである。

#### 成果 4

生物回廊管理に関する知識・経験がラ・ウニオン生物回廊内外の生物回廊管理関係者に共有される。

#### 4) 活動

(成果 1 のための活動)

- 1-1 国家生物回廊委員会 (CONACOBH) の運用面のガイドラインに役立つ情報を提供する。
- 1-2 諸政府機関間の調整能力を含む、CONACOBH のキャパシティ強化を実施する。
- 1-3 CONACOBH の活動の短中期ロードマップの策定を促進する。

(成果 2 のための活動)

- 2-1 ラ・ウニオン生物回廊の管理委員会の運用ガイドラインを策定する。
- 2-2 ガイドラインに従い管理委員会を編成する。
- 2-3 ラ・ウニオン生物回廊内の調査を実施する。
- 2-4 ラ・ウニオン生物回廊の管理計画を策定する。
- 2-5 管理委員会が管理計画の実施を調整する。
- 2-6 管理計画のモニタリングを行い、必要に応じて計画を改訂する。

(成果 3 のための活動)

- 3-1 2-3、基準に基づき、パイロットコミュニティを選定する。
- 3-2 9つのパイロットコミュニティにおける自然資源の持続的利用・保全に資する活動を選定する。
- 3-3 パイロットコミュニティによる持続的利用・保全計画策定を促進する。
- 3-4 パイロット活動を実施する。
- 3-5 パイロット活動の進捗状況をモニタリングする。
- 3-6 持続的利用・保全計画の更新をコミュニティで促進する。

(成果 4 のための活動)

- 4-1 プロジェクトの成果と教訓について関係者間の情報の共有を促進する。
- 4-2 ホンジュラス国内外で、生物回廊に関する知識と経験を共有するためのセミナーや会議を開催する。

### 5. 前提条件・外部条件

#### (1) 前提条件

- ラ・ウニオン生物回廊がホンジュラス環境省により承認される。
- 国家生物回廊委員会 (CONACOBH) が設立される。

#### (2) 外部条件 (リスクコントロール)

大規模な自然災害が発生しない。

## 6. 評価結果

本事業は、ホンジュラス国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

### (1) 類似案件の評価結果

自然環境保全分野ナレッジ教訓シート1『自然環境保全における「住民参加型アプローチ」の適用判断』によると、住民による生計向上活動の実施について、「自然環境保全を最終的な目標とするも、生計向上活動と保全の連動性が不明確のまま事業が進むリスクがある」、また「プロジェクト完了後には C/P 機関の人員や予算不足、キャパシティ不足、住民だけによる活動継続の困難さなどが見られ、期待通りの事業展開がなされないリスクがある」とされており、その対応策として「対象地域の住民にとって、生計向上活動で取り組む内容は自然環境保全への動機づけとなる十分な経済的メリットがあるか、経済的な便益以外に、住民にとって自然環境保全へのニーズがあるか」「プロジェクト完了後の事業展開において、活用できる資金ソース、予算の想定はあるか」について確認する必要があるとされている。

また同教訓シート4『「モデル事業の形成」と実証』、シート5『「モデル事業の普及展開」と仕組み』には、モデル事業の普及に関して「プロジェクト完了後に実施体制（必要な人員、予算、コミットメント）が伴わず、他地域への普及展開が進まない」、「村から村への自然発生的なモデル展開に多くは期待できない」等のリスクが挙げられており、モデル形成に当たっては、普及展開させるための具体的な仕組みを計画段階からプロジェクトに織り込むことが必要とされている。

### (2) 本事業への教訓

本案件でも、ラ・ウニオン生物回廊内におけるパイロット活動について、住民からはコーヒー栽培やエコツーリズムなどの生計向上につながる活動への支援の要望が強い。しかし、本事業を生物回廊内の「自然資源の持続的利用・保全」のための活動として明確に位置づけ、支援対象の村落や活動内容の選定にあたっては、住民を含めた関係者でクライテリアの再検討を行い、生計向上活動と保全の連動性のロジックを明確にする計画とした。

また、ホンジュラスには ECOTASA と呼ばれる森林法で定められた環境保全基金が存在し、環境税の徴収により維持されているが、現状では保護区内の活動のみに用途が限定されており、保護区外の生物回廊地域に使うことはできない。生物回廊管理規則が発効したのちには、回廊地域における活動予算を ECOTASA で賄うことができる可能性もあるため、プロジェクト終了後の持続性の担保の観点から、国家生物回廊委員会（CONACOBH）等の場を活用し、早い段階で関係機関と調整を行うこととする。

生物回廊管理モデルの他地域への適用にあたっては、DIBIO はラ・ウニオン生物回廊に続く地

域としてオランチョ県、およびテグシガルパの生物回廊で事業を予定している。これらの事業は現在まだ調査段階で回廊の境界を確認している状況であり、今後ラ・ウニオン生物回廊をモデルとして事業を進める予定である。これら他地域へのモデル適用に必要な実施体制については、国家生物回廊委員会によって検討を行い、プロジェクトで作成する短中期ロードマップに盛り込み、生物回廊管理モデルの他地域適用を図ることとする。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年度 事後評価

## 9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴：本プロジェクトは、「生物回廊管理規則」に基づくホンジュラスで初めての現場レベルの生物回廊管理案件であり、積極的に広報を行う価値は高い。

2) 日本にとっての特徴：生物多様性保全の取組みが先行するメキシコ、コスタリカからの専門家派遣やこれらの国での研修も予定しており、中米地域における域内連携案件である。

(2) 広報計画

ホンジュラス環境省は、2015年3月に生物多様性条約に基づく「クリアリングハウスメカニズム」(生物多様性データベースシステム)としてホンジュラス国内の生物多様性に関するポータルサイトを開設し、関係機関、報道機関等に発表を行った。本プロジェクトの活動も、ホンジュラス国内の生物多様性保全につながる取組みとして、同サイトを活用した広報展開が期待できる。

また2016年にメキシコで開催される生物多様性条約COP13で本プロジェクトの成果を発信することを予定しており、中米における生物多様性分野への日本の国際貢献を世界に発信する機会として有効に活用することとする。

## 案件概要表

草の根技協（パートナー型）

2019年9月10日 現在  
主管区分：国内機関主管案件  
中国センター

|               |   |
|---------------|---|
| 案件名           | (和) エル・パライス県バド・アンチョ市における栄養改善に向けた家庭菜園普及プロジェクト<br>(英) Project for Promoting Home Gardening toward Nutrition Improvement in the Municipality of Vado Ancho in the department of El Paraiso |
| 対象国名          | ホンジュラス  |
| 分野課題 1        | 貧困削減-貧困削減   |
| 分野課題 2        | 保健医療-その他保健医療  |
| 分野課題 3        |   |
| 分野分類          | 保健・医療-保健・医療-基礎保健  |
| プログラム名        | 保健医療サービス改善プログラム   |
| 援助重点課題        | 地方開発  |
| 開発課題          | 保健医療システムの強化   |
| プロジェクトサイト     | エル・パライス県バド・アンチョ市  |
| 署名日(実施合意) (*) | 2017年08月15日   |
| 協力期間 (*)      | 2017年08月18日 ~ 2019年12月27日   |
| 相手国機関名 (*)    | (和) バド・アンチョ市役所<br>(英) Municipality of Vado Ancho  |

### プロジェクト概要

#### ・背景

ホンジュラス共和国（以下、「ホ国」）は、中南米地域の中でもハイチ、ニカラグアに次ぐ貧困国であり（2016年一人あたり国民総所得、世界銀行）、全世帯の64.5%が貧困層、特に地方部においては68.5%の世帯が貧困層に属する深刻な状況にある。また、早魃や洪水など、気候変動に伴う自然災害に毎年のように影響を受けており、「気候変動に起因する自然災害によって最も影響を受けた国（1994年～2013年）」と位置付けられており（GLOBAL CLIMATE RISK INDEX 2015）、特に、体制の未整備である地方部において、住民は生活に直接的な影響を及ぼす多大な被害を受けてい

る。

ホンジュラスの南西部、エル・パライス県の乾燥地帯に位置する一地方都市、バド・アンチヨ市は、住民のほぼ100%が農業を生業としているが、多くが零細農民であり、また少ない降雨量や水利の面から生産性が低く、十分な収入を得ることができていない。同市における一人当たりの年間収入は769米ドル（全国平均3,841米ドル、同市より上位のすべての市が1,000米ドル超）と極めて低く、人間開発指数もホ国全298市の中で2番目に低い（UNDP 2009）。また干ばつによる影響も大きく、2015年にはホ国政府や国際機関が同市の4,800世帯に対して、食料の緊急支援を行った。このような気候への影響や貧困問題から、市民は十分な食事を摂取出来ておらず、特に妊産婦においてビタミン類、必要な葉酸不足を引き起こしており、さらに5歳未満の低体重児の割合は約9%と、ホ国全体の低体重児の割合平均5.1%（UNICEF 2015）の約1.8倍という深刻な状況となっている。

かかる状況において、JICAは、2007年以降、エル・パライス県において特に母子保健分野を中心に草の根技術協力事業の実績を有するAMDA社会開発機構（以下、「AMDA」）の提案に基づき、家庭菜園の普及を通じたバド・アンチヨ市住民の栄養改善を進める草の根技術協力をバド・アンチヨ市役所と共に実施することとなった。

#### ・上位目標

バド・アンチヨ市の対象地域の栄養状況が改善する。

#### ・プロジェクト目標

プロジェクト対象地域において家庭菜園の普及が進み、摂取する品目が増える。

#### ・成果

- 1) 対象村において栄養・保健委員会及びプロジェクト運営委員会が機能する。
- 2) 対象世帯が家庭菜園活動に取り組むための環境が整備される。
- 3) 健康を意識した食生活を送るための知識と技術を、対象世帯が習得している。
- 4) 本事業の取り組みが、近隣地域に周知される。

#### ・活動

- 1) -1 本事業の運営委員会を形成し、定期的に運営会合を開く。
- 1) -2 栄養・保健委員（世帯）を選定する。
- 1) -3 栄養・保健委員に健康改善研修を実施する。
- 1) -4 栄養・保健委員とともに家庭菜園で育てる作物を選定する。
- 1) -5 栄養・保健委員に家庭菜園実施方法を指導する。
- 2) -1 家庭菜園に取り組む世帯を選定する。
- 2) -2 対象地域において特に水へのアクセスが困難な世帯を選定し、天水桶または貯水池を設置する。
- 2) -3 2) -1 で選定した世帯に家庭菜園を設置し、栽培方法を指導する。
- 2) -4 2 サイクル目以降、各家庭で自立して家庭菜園を継続できるようモニタリングする。
- 3) -1 栄養・保健委員とともに収穫・飼育した作物を利用した料理教室を実施する。
- 3) -2 栄養・保健委員とともに健康改善研修を実施する。
- 4) -1 活動経験・学び発表会を開催する。
- 4) -2 活動見学会を開催する。
- 4) -3 活動 1) ～3) をまとめたマニュアルを作成し、近隣地域に配布・紹介する。

#### ・投入

##### ・日本側投入

- 1) 日本人スタッフ  
プロジェクトマネージャー  
業務調整員  
事業評価員  
国内調整員
- 2) 現地業務補助員
- 3) 研修に係る経費、貯水に係る施設の資材等

##### ・相手国側投入

- 市役所職員
- 保健所職員
- 住民ボランティア（栄養・保健委員）

#### ・外部条件

極端な日照り、水害などの自然災害が発生しない。

## 実施体制

- ・ 現地実施体制

AMDA 社会開発機構ホンジュラス事務所、バド・アンチヨ市役所、現地  
NGO・GGUIA

- ・ 国内支援体制 (\*)

AMDA 社会開発機構 本部

## 関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

- ・ 草の根技術協力事業（パートナー型）

エル・パライス県南部 3 市における母と子のプライマリー・ヘルスケア向上プロジェクト/AMDA 社会開発機構（2014 年 8 月～2016 年 10 月）

- ・ 専門家

ローカルガバナンス能力強化アドバイザー(2017 年 6 月～2019 年 6 月)

- ・ 他ドナーの援助活動

FAO や国際 NGO による一時的な貯水槽、家庭菜園に係る支援実績有。

---

(\*) 該当する場合のみ記載

## 案件概要表

### 1. 案件名

国名：ホンジュラス共和国

案件名：和名 金融包摂を通じた CCT 受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト  
英名 Project on Life Improvement and Livelihood Enhancement of Conditional Cash Transfer Beneficiaries through Financial Inclusion

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における貧困世帯の現状と課題

ホンジュラスの貧困率<sup>1</sup>は、2003年の65.1%から2011年には61.9%<sup>2</sup>と微減しているものの、依然として高い数値を示している。貧困世帯の保健医療サービスへのアクセスは概して低く、乳児死亡率や妊産婦死亡率は、中南米・カリブ地域全体の平均を大きく上回っている。また、教育へのアクセスも大きく制限されており、例えば極貧層<sup>3</sup>の就学率は、初等教育77%、中等教育48%に止まっている<sup>4</sup>。こうした状況下、ホンジュラスの人間開発指数は2011年0.630であり、187カ国中121位、中南米諸国33ヶ国中29位と域内でも低位となっている<sup>5</sup>。

ホンジュラスの経済は、コーヒー・バナナなど一次産品の依存度が高く、自然災害や国際市場の変動等の影響を受けやすく構造的に脆弱である。ホンジュラス政府は、保税加工区(マキラ)における海外製造業の誘致や観光業など、新産業の育成を図っているが、依然として、特に地方における産業は低迷している。こうした背景から、労働者の70.7%はインフォーマルセクターに従事しており<sup>6</sup>、特に貧困層は、安定した職を得ることが困難となっている。農村部における貧困層の生計手段は一層限定的である。国内でも貧困度合いの高い西部地域では、貧困層の多くはコーヒー農園等の日雇い労働により日々の生活費を稼いでおり、収入は更に不安定で低い。

近年国際的に注目されている金融包摂を取り巻く議論では、フォーマルな金融へのアクセスが、貧困層の状況を改善するための必要条件の1つだと認識されている。

<sup>1</sup> 貧困層：世帯構成員一人当たりの収入が、最低限必要と考えられるカロリー消費量に見合う食料品の購入に必要な支出レベル(食料貧困ライン)及び、基本的ニーズを満たすために必要な非食料品支出(非食料貧困ライン)を合計した額より低い場合。

<sup>2</sup> 世界銀行、国内貧困者率(ホンジュラス人口比率)

<sup>3</sup> 極貧層：貧困層の中でも「食料貧困ライン」を下回る場合。

<sup>4</sup> 世界銀行 Honduras Poverty Assessment 2006

<sup>5</sup> Human Development Report (2003)(2011) UNDP

<sup>6</sup> ILO The trap of undeclared employment in Latin America

しかしながら、貧困層は、信用力が十分になく扱う額が小口になる傾向があることから、金融機関にとって顧客となりづらい現状がある。ホンジュラスにおいても、15 歳以上のフォーマルな金融口座の保有率は 21%<sup>7</sup>に止まっている。

この様な貧困世帯を取り巻く環境から、貧困世帯は様々な制約に直面しており、貧困からの脱却が一層困難になる悪循環が続いている。

係る状況の下、ホンジュラス政府は貧困削減を最重点施策の1つと位置づけ、1990 年代から条件付現金給付制度(CCT:Conditional Cash Transfer)による貧困世帯を対象とした支援を実施している。これは、保健や教育への投資を促し、次世代の人的資本形成を促すことによって、福祉依存を避け、世代を越えて受け継がれる貧困サイクル(intergenerational cycle of poverty)を断ち切ることを目的としたものである。2010 年から開始された現行プログラムの「Bono Vida Mejor(より良い生活のための給付金)」では、選定基準<sup>8</sup>を満たした全国約 37 万世帯<sup>9</sup>に保健や教育についての条件を課して現金を支給している。

これまでの CCT では、就学率や医療サービスの利用率の向上、消費活動の改善等、一部効果が確認されている一方で、受益世帯の貧困状態の緩和という点からは十分な効果は確認されていない。このため、CCT 受給世帯の貧困状況を改善するためには、現金給付に併せ、受給世帯が自ら生活改善や生計向上に取り組むためのキャパシティビルディングが必要であり、またそれをサポートする中央政府、自治体、NGO、民間などによる支援も不可欠であることが指摘されている。

## (2) 当該国における貧困削減政策と本事業の位置づけ

ホンジュラス政府は国家ビジョン及び国家計画で、貧困削減への取組みを明言している。国家ビジョンでは、目標の 1 つに「極度の貧困がなく、教育を享受し、健康的であり、安定した社会システムを有した国家」を掲げている。国家計画では、貧困問題の緩和と地域経済の活性化が謳われている。上記政策に基づき、社会開発包摂省/社会統合副省 (SEDIS/SSIS) が実施機関となり、CCT プログラムを実施しており、ホンジュラス政府が最重要視する政策の一つとなっている。

また、金融包摂に関する取組みも行われている。金融規制・監督機関である国家銀行・保険委員会は AFI<sup>10</sup>に参加し、貧困層をターゲットとした低額の金融口座開設のための規制の策定を進めている。さらに、Bono Vida Mejor においても、現在の現金

<sup>7</sup> 世界銀行 Financial Inclusion Data

<sup>8</sup> 3.(8)2「②貧困削減」にて選定基準を記載

<sup>9</sup> PRAF(2013)

<sup>10</sup> Alliance for Financial Inclusion (金融包摂同盟) 80 カ国以上の途上国及び新興国の中央銀行や金融規制監督機関等からなる国際的なネットワークで、これらの国々で金融包摂を促進するための様々な取組みが行われている。毎年グローバルポリシーフォーラムを開催しており、国家レベルでの戦略や政策において金融包摂を進めるための包括的な議論の場となっている。

給付をキャッシュレス化・金融口座経由へと移行する動きがある。

### (3) 貧困削減に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対ホンジュラス国別援助方針では、地方の貧困削減に重点を置き、地方産業の発展とそのために必要な人材育成を実施することが示されている。本事業は、貧困削減を長期的な目的に据え、それを促進するホンジュラス政府機関等の人材育成を中心とした技術協力であるため、国別援助方針が目指す地方の貧困削減に貢献するものである。これは JICA のホンジュラスへの協力プログラムである「社会・経済開発プログラム」にも合致する。また、金融包摂について、我が国は CGAP<sup>11</sup>への加盟、APEC や G20 を通じて金融包摂を促進する国際的な取り組みに参加している。本プロジェクトは受給世帯への金融教育や金融機関への働きかけを行うことで、金融包摂の促進に資するものにもなっている。さらに、JICA は、戦後日本の貧困からの脱却に貢献した生活改善運動の経験を活かし、ホンジュラス及び他中南米諸国において住民の主体性を重視した地域開発の経験と実績がある。ホンジュラス国内及び他中南米地域において帰国研修員を中心とした人的ネットワークも構築されているため、これまでの JICA による協力成果を活用することができる。

### (4) 他の援助機関の対応

米州開発銀行、世界銀行、中米経済統合銀行は、Bono Vida Mejor の実施と制度強化を支援しており、同プログラム予算の約 9 割を融資している。Bono Vida Mejor 本体制度については、ホンジュラス政府並びに資金提供を行っているドナー機関がその実施・強化を担っている。一方、本事業(JICA 事業)は、受給世帯に焦点を当て、受給世帯の生計向上・生活改善を図るために必要な技術の習得を目指すものとなっている。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、ホンジュラスの対象市 5 市において、CCT 受給世帯の家計管理能力の強化、金融サービスへのアクセス改善、生活改善・生計向上の技術向上を図り、それら成果をとりまとめたガイドラインを作成することにより、CCT 受給世帯の生活改善・

<sup>11</sup> Consultative Group to Assist the Poor(貧困層支援協議グループ)。途上国の貧困層への金融アクセス確保を目指して設立された、金融包摂に関する研究・政策提言のための国際機関。1995年に世界銀行内に設立され、現在は世界銀行からある程度独立した機関となっている。CGAPには30以上の政府・援助機関と民間財団が参加している。日本は1997年からオブザーバー参加し、2000年からは正式参加している。

生計向上を促進するモデルの構築を図り、もって同モデルの全国展開に向けた制度化に寄与するものである。

(2)プロジェクトサイト／対象地域名

都市部 1 市(フランシスコモラサン県テグシガルパ市)、農村部 4 市(サンタ・バルバラ県キミスタン市とラス・ベガス市、レンピーラ県サン・ラファエル市、フランシスコ・モラサン県ビジャ・デ・サンフランシスコ市)

(3)本事業の受益者(ターゲットグループ)

対象 5 市の CCT 受給世帯(対象市によっては CCT 受給世帯の数に差があるため、各市の目標受益世帯数はプロジェクト開始後協議・決定する)

(4)事業スケジュール(協力期間)

2015 年 2 月～2020 年 4 月(計 60 ヶ月)

(5)総事業費(日本側)

約 5.2 億円

(6)相手国側実施機関

社会開発包摂省/社会統合副省 (SEDIS/SSIS)

(7)投入(インプット)

<日本側>

1) 専門家派遣(約 85MM)

総括/生活改善・生計向上

家計管理

金融アクセス

ビジネス連携

業務調整/研修計画

2) ローカルコンサルタント等

3) 本邦研修/第三国研修

4) 機材供与:車両、オフィス機器等

5) 現地活動費

プロジェクト関係者の研修参加にかかる旅費、NGO 事業委託費等

## <ホンジュラス側>

### 1) カウンターパート人材の配置 (SEDIS/SSIS)

プロジェクトダイレクター(副大臣)

プロジェクトマネージャー(大臣補佐官)

オペレーションマネージャー

対象地域の地域コーディネーター

対象地域の県コーディネーター及び都市部スーパーバイザー

対象市のソーシャル・エージェント

### 2) 研修実施経費

### 3) 必要な設備を備えたプロジェクト事務所

## (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

#### ①カテゴリ分類

C

#### ②カテゴリ分類の根拠

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最低限であると判断されるため、カテゴリCに該当する。

### 2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

#### ①ジェンダー平等推進

世帯内の福祉における女性の役割は重要であり、CCT 受給世帯の生活改善・生計向上にあたっては、女性のエンパワメントとその能力の活用が不可欠である。このため、本プロジェクトにおいても、CCT 受給世帯向け研修は参加者の50%以上を女性とし、意思決定プロセスへの女性の参画確保やモニタリング/評価に当たっての男女双方からの情報収集等、計画/実施/モニタリング・評価の全ての段階において、ジェンダー視点を組み込み事業を実施する。なお、Bono Vida Mejor においても、同様の観点から女性を「受給者名義人」として登録することを推奨しており、実際に受給者の90%は女性となっている。

#### ②貧困削減

本事業はホンジュラスにてCCTを受給している世帯を対象としている。CCTを受給するためには、ア) 貧困地域に指定された村及び地区の住民であること、イ) 社会経済調査を受け、極貧または貧困世帯に分類されていること、ウ) 教育・保健・栄養の条件順守対象となる世帯構成であり、エ) 同地域で教育・保健・栄養に関するサービスが提供されていること、が全て満たされなければならない。そのため、

本事業は貧困層を対象とした事業である。

### 3)その他

特になし

#### (9)関連する援助活動

##### 1)我が国の援助活動

- ・ 本事業の対象地域を含む全国レベルで、技術協力事業「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト(FOCAL2)」(2011年11月～2016年11月)が実施されており、市や市連合会<sup>12</sup>を通じた住民の自主的な地域開発を促進する活動が行われている。FOCAL2で実施している「参加型住民センサス調査」では各世帯の生活状況に関する調査結果を得ることが出来る。また「参加型コミュニティ開発計画」では、必要と考えられる生活改善の具体的な事業が整理されている。
- ・ 技術協力事業「国家保健モデルに基づくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」(2013年4月～2018年4月)が実施されており国家保健モデルに基づいた保健サービス向上のための実施体制や能力強化が図られている。同案件の対象地域を選定することを予定している。
- ・ 農村地域の貧困世帯及び生活改善という視点では、これまでにオコテペケ県、ラパス県やサンタ・バルバラ県などで、村落開発普及員をはじめとする JOCV が、日本の生活改善アプローチを用いた活動を実践し、現場の課題に取り組んできた。
- ・ 草の根・無償資金協力により、1989年以降、学校建設など教育分野において150件(2009年～2013年の5年の年平均12件)、並びに診療所建設など保健分野へ50案件以上(同5年の年平均3件)の支援を通じて、教育・保健サービスの向上に貢献している。

##### 2)他ドナー等の援助活動

2.「(4)他の援助機関の対応」に記載の通り、Bono Vida Mejor は、米州開発銀行、世界銀行、中米経済統合銀行の融資により実施されている。これらの国際金融機関が、Bono Vida Mejor 本体制度の実施・強化の支援を行っている。

---

<sup>12</sup> 市連合会とは、個々の市では解決が難しい課題に対して対処することを目的に、近隣の複数の市によって設立される地域団体で、地方自治体法に根拠を有する。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 協力概要

#### 1) 上位目標:

CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進するために構築されたモデル(※)が全国展開に向けて制度化される。

#### 指標:

- ・ 構築されたモデルが法令もしくは条例として制定される。
- ・ 構築されたモデルを実施するための予算が SEDIS/SSIS 及び市、市連合会において確保される。

※モデルは、対象市での実践を通じて確立した、CCT 受給世帯の家計管理、金融アクセス、生活改善・生計向上を促進するための手法、関係機関、各関係機関の役割、予算策定のためのアプローチ等を含む。

#### 2) プロジェクト目標:

CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進するモデルが構築される。

#### 指標:

- ・ 対象市の CCT 受給世帯のうち、500 世帯以上が生計向上や生活改善のための活動を開始する。
- ・ 成果 4 のガイドラインが社会統合副省(SSIS)により承認される。

#### 3) 成果及び活動

成果1: 対象市の CCT 受給世帯の家計管理能力が強化される。

成果2: 対象市の CCT 受給世帯の金融サービスへのアクセスが改善される。

成果3: 対象市の CCT 受給世帯が、生活改善・生計向上に必要な技術を身につける。

成果4: 成果1～3をとりまとめ、CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進するためのガイドラインが作成される。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・ 対象地域の市、市連合会がプロジェクトに協力する。

### (2) 外部条件

- ・ SEDIS/SSIS、市連合会をはじめとする関係機関の役割・方針が大きく変わらない。
- ・ 対象市の治安・経済状況が大きく悪化しない。
- ・ ホンジュラス政府の CCT に関する方針が大きく変更されない。
- ・ 関連する他ドナーの CCT 支援に関する方針が大きく変更されない

- ・ CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を行うための SEDIS/SSIS の人員・予算が継続的に確保される、等

## 6. 評価結果

本事業は、ホンジュラス国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

<ホンジュラス国「西部地域開発能力強化プロジェクト」(FOCAL)より>

同プロジェクトでは、政権交代による人の異動や方針変更等の政治的な影響を受けにくい市連合会に働きかけて地方行政の能力強化を行うことで、継続性のある技術支援が可能となっている。また、コミュニティ参加型の手法によるベースライン調査及び市の事業計画等を実施・計画立案することで住民の積極的な関与やプロジェクト実施の透明性と効率性が高まった。本プロジェクトにおいても、CCT 受給世帯の能力強化を行うに当たっては、市連合会を関係機関として積極的に巻き込むこと、また CCT 受給世帯の現状把握のために参加型手法を活用したベースライン調査を行うことを想定している。

<ホンジュラス国「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト」(MeM)より>

同プロジェクトではホンジュラス国の貧困層の農村女性を対象に、現金収入向上を目的とした小規模事業の起業支援を行った。貧困層が自主的にオーナーシップを持って経済活動を行うためには問題解決に向けた一人一人の意識改革が必要であることから、社会研修と題した自尊心向上やチームワークを図る研修が行われた。しかし、活動の初期段階においては女性グループの状況改善のための活動が中心となり、そのプロセスをファシリテーションする人材や体制作りが遅れた。したがって、本プロジェクトでは、CCT受給世帯の支援を行う政府機関、関連組織の能力強化と体制構築を担保するために TOT 研修やモニタリング活動を組み込むことで持続性の高いモデルの構築を目指している。なお、同プロジェクト活動5年間のノウハウはガイドラインとして取りまとめられていることから、同国におけるプロモーターの養成や小規模事業のための組織作りに関する能力強化研修を行う際にリソースとして活用する。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6 ヶ月以内    ベースライン調査

事業終了 3 年後        事後評価

## 9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

現在ホンジュラス政府が実施している CCT プログラムは、重要視している政策の一つであり、ホンジュラス国内での関心が高い。また、CCT の支給をいかに金融包摂に結び付けるかについては近年国際的にも注目されているものである。本事業による成果や知見についてはホンジュラス国内のみならず、国際会議等でも広報を行う。

2) 日本にとっての特徴

CCT 受給世帯を対象に、金融包摂及び生活改善・生計向上を促進するための事業はこれまでにない取り組みであり、本事業から得られた教訓を積極的に発信する。

## 案件概要表

個別案件（専門家）

2019年03月06日 現在  
主管区分：在外事務所主管案件  
ホンジュラス事務所

|               |  |
|---------------|--|
| 案件名           | (和) 市連合会廃棄物管理能力強化<br>(英) Strengthening of Capacity on the Solid Waste Management of Mancomunidades |
| 対象国名          | ホンジュラス   |
| 分野課題 1        | 環境管理-廃棄物管理   |
| 分野課題 2        |  |
| 分野課題 3        |  |
| 分野分類          | 公共・公益事業-公益事業-都市衛生  |
| プログラム名        | 気候変動リスクの緩和プログラム  |
| 援助重点課題        | 防災対策   |
| 開発課題          | 防災・災害対応  |
| プロジェクトサイト     |  |
| 署名日(実施合意) (*) |  |
| 協力期間 (*)      | 2016年09月01日 ~ 2019年08月31日  |
| 相手国機関名 (*)    | (和) エネルギー・天然資源・環境・鉱山省（以下、「環境省」）<br>(英) Ministry of Natural Resources and Environment (Mi Ambiente) |

### プロジェクト概要

#### ・背景

The plan is to continue to strengthen Mi Ambiente (Ministry of Energy, Natural Resources, Environment and Mines), since they are the institution in charge of the management and regulation of Solid Wastes.

Local Governments (Municipalities) also need to be strengthened through the replication of the successful experience obtained jointly with other Municipalities in Comprehensive Solid Waste Management Project developed in Valle de

Sensenti in Ocotepaque. Finally support the management and treatment of hazardous wastes generated in health centers of Valle de Sensenti.

After several consultations between MIAMBIENTE and the local governments, it was decided to centralize the replication activities in MANCURISJ, in the other hand, the counterparts members (Mi Ambiente, MANVASSEN, Guisayote and Third Country Experts) have agreed to create a Guideline of Good Practices in Solid Waste Management as part of the outputs to this project.

Regarding the improvement of the environment and sanitary conditions, the activities continue to be developed in the Department of Ocotepaque.

- ・ 上位目標

Strengthening of institution capacities in charge of solid waste management regarding leadership, regulation and implementation of collecting services and solid waste treatment, with the purpose to contribute to the improvement of environment and sanitar

- ・ プロジェクト目標

Contribute to the strengthening capacity for Solid Waste Comprehensive Management through the replication of pilot experiences of SWCM Project in Valle de Sensenti in other municipalities, as well as enhance capacities for management and treatment of hazardous wastes generated in Health centers.

- ・ 成果

1. Replicate in other municipalities and mancomunidad the successful experience of Solid Waste Management Project in Valle de Sensenti.
2. The central government staff counterpart of the Project strengthens their capacities on Solid Waste Comprehensive Management to provide technical assistance to local governments, public and private sector, NGOs, and general public.
3. Create capacities on Solid Waste Comprehensive Management Project of Valle de Sensenti for management and treatment of hazardous wastes

generated in health centers.

4. Systematization of Project experiences.

・ 活動

1.1 Identify the municipalities and mancomunidad to strengthen through the successful experience of SWCM Project in Valle de Sensenti.

1.2 Prepare needs survey for technical support

1.3 Provide technical assistance in SWCM to other municipalities through the assessment of 3rd country experts and technical staff benefited from SWCM project from Valle de Sensenti.

1.4 Create a Guideline of Good Practices in Solid Wasted Management to be used in other municipalities and municipality associations at a national level.

2.1 Local, regional, national and Central American seminars.

2.2 SWCM Knowledge and experience Exchange

2.3 Drafting and preparing of technical and legal papers for SWCM

3.1 Provide support in the implementation of activities regarding management and treatment of hazardous wastes generated in health centers.

4.1 Systematization of Project experiences.

・ 投入

・ 日本側投入

Third Country Experts from El Salvador

Local activities cost

Local consultant

Equipments

Civil works (land fill construction)

・ 相手国側投入

Staff from MIAMBIENTE

Staff from Mancomunidad Guisayote and MANVASEN

Staff from MANCURISJ

Local budget necessary for the implementation of technical cooperation

- ・ 外部条件

National Policy for the integrated management of solid wastes with the 3Rs  
focus is not approved  
Authority changes

### 実施体制

- ・ 現地実施体制

MIAMBIENTE, Project President  
Mancomunidades Presidents, Projector Coordinator  
MIAMBIENTE-DGA (General Management Direction), Project  
Administrator

- ・ 国内支援体制 (\*)

N/A

### 関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

Project for Integrated Solid Waste Management for Municipalities in the  
Republic of El Salvador (PROMADES), executed by JICA El Salvador  
Office from November 2005 to March 2009.

- ・ 他ドナーの援助活動

---

(\*) 該当する場合のみ記載